

## 中国法制史家と神職

千 藤 洋 三

奥村先生は、ほとんどの方がご存知のように、中国法制史家として令名が高くおありであるとともに、京都宇治市に古くから所在し全国に名の通った縣神社の宮司をされておられた。その神社の六月の祭礼に、同僚の眞鍋先生たちと招待されたことがあります。これぞ本場の祭りといってよいほどあふれんばかりの人数や夜店で賑わっていました。先生には、一年のうちで最もご多忙なときであったにもかかわらず、歓待していただき感激したものです。もっとも、その頃の私は、わが国の神道や伝統文化などの知識をまったく欠いており、ただ、中国法制史のご研究と神職とがすごくマッチしておられることを非常に明晰な形で納得できました。

ところで、七年ほど前に私の妻の父親が脳梗塞で倒れてしばらくしてから、私は、わが家の近所にある氏子総数一四〇人余りの小さな神社の総代の一人として、祭典に参列することになりました。義父の代わりと軽く考えていたのですが、一月二日の元始祭、三月の祈念祭、四月の総代会、五月

五日の例祭（三日は提燈建て・六日は提燈仕舞い）、六月の早苗振祭、九月の燈明祭、一〇月の新嘗祭と総代会、一二月の境内清掃といった具合に祭典や会合などの多さに、心底、びっくりしました。さらに、とりわけ例祭で、巫女さんたちが、お神楽に合わせて舞をしながら大釜から煮えたぎった湯を榊で大空に向けて投げ雨乞いをするという勇壮な光景を目の当たりにし、すごいものだと驚き感じ入りました。その時はじめて、わが国古来の神道とその伝統的な文化の奥深さなどに思いをはせた次第です。

先生とは研究室が近くエレベータで一緒になった際に、ちらっとお聞きしたのですが、古くから続いてこられた縣神社の宮司の地位をご子息さんがお継ぎにならないということでした。正直いって、神社の存在意義が分かりかけておりましただけに、寂しい気がいたしました。神職の承継というきわめて重要な事柄であるだけに、多くのことを考慮しなければならなかったのでしょうか。私は、相続法を勉強している者の一人として、宗教・伝統・文化・祭祀財産の承継などなどのキーワードのなかに性差問題をいれつつ、何時の日にか、神道をきちんと学んでみたいという気持ちになっっています。

ともあれ、以上のような経緯から従来にもまして、奥村先生が随分と近い存在になりました。ご退職後も、先生が、いついつまでもお元気で活躍下さいますように、心より希っております。